

議案第102号

前橋市公共下水道条例の改正について

令和3年9月1日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公共下水道条例の一部を改正する条例

前橋市公共下水道条例（昭和37年前橋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第17条本文中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。